

一般社団法人東京都民間保育園協会 青年委員会要綱

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 一般社団法人東京都民間保育園協会（以下「協会」という）に特別委員会として青年委員会を置き、一般社団法人東京都民間保育園協会青年委員会（以下「青年委員会」という）という。

(目 的)

第 2 条 青年委員会は、協会の目的を増進するとともに、次代の保育界を担うため様々な保育事業や組織活動に積極的に参加し、青年の特性を発揮し、自己を研鑽することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 青年委員会は、前条の目的を達成するために、協会が実施している各種事業を全面的に支援するとともに、日本保育協会青年部や全国私立保育園連盟青年会議等と密接な関係を持ち、全国組織と都内若手保育者とのパイプ役を務める。

第 2 章 運営委員会

(役 員)

第 4 条 青年委員会の役員は、運営委員 9 名と監査役 2 名とし、協会会員園に所属する理事長、園長、それに準ずる保育関係職員であり、協会定期総会開催時に 50 歳未満の者の中から選出し理事会において承認する。

2 青年委員会には、次の役員を置く。

- 委員長 1 名
- 副委員長 2 名 （日保協担当 1 名・全私保連担当 1 名）
- 幹事長 1 名
- 副幹事長 2 名
- 書記長 1 名
- 副書記長 2 名
- 監査役 2 名

3 正副委員長は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

4 正副委員長を除く各役職は、役員相互により選出する。

5 運営委員は相互に兼ねることができない。

(任 務)

第 5 条 運営委員会は、青年委員会の議決に基づいて業務を執行する。

2 委員長は、この青年委員会を代表し、業務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、予め定められた順序に従って、その職務を代行する。また、副委員長のうち 1 名は日本保育協会青年部担当とし、1 名は全国私立保育園連盟青年会議担当とする。

4 幹事長は、委員長の命を受け、事務及び会計を処理する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐する。

6 書記長は、会議録の作成等を行う。

7 副書記長は、書記長を補佐する。

8 監査役は、青年委員会の業務内容及び会計の執行状況等監査の職務を行う。

(任 期)

第6条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員等は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が決定するまでは、前任者がその業務を行わなければならない。

第3章 運 営

(会の開催)

第7条 青年委員会の開催は、原則として年4回以上開催する。

(会 計)

第8条 会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

2 青年委員会の経費は、協会活動費、会費、寄付金、その他の収入をもって充当する。

3 会計は、幹事長が管理し、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事会に報告する。

(その他)

第9条 この要綱に定めない事項については、理事会で協議し、その都度決定する。

付 則 この要綱は平成19年4月1日より施行する。

平成19年12月7日改訂

平成20年4月17日改訂

平成23年4月15日改訂

平成23年11月18日改訂

平成24年4月13日改訂

平成26年5月15日改訂

平成27年4月1日改訂